

2018年3月28日 全13頁

# 賃上げは増税・物価上昇に追いついてきたか

## モデル世帯の実質可処分所得の試算（2011年～2017年実績）

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

### [要約]

- 2011年から2017年までにおける物価と賃金の実績値をもとに、モデル世帯において、家計の実質可処分所得の動向を試算し、賃上げが増税や物価上昇のペースに追いついてきたかを試算した。
- 現役世帯全体を概観すると、1人あたりの賃金上昇と女性就業率の向上による収入増で増税や物価上昇による負担増を概ねカバーし、2017年時点では2011年と同程度の実質可処分所得を確保しているものと考えられる。
- ただし、家計の実質可処分所得が確保されているのは、1人あたり賃金の上昇だけでなく、女性の就業率向上（特に、正規雇用での就業率向上）による貢献も大きい。
- 2019年10月には消費税率の10%への引上げが予定されている。2019年から2020年にかけて、家計の実質可処分所得が保たれるか否かは、女性の（特に、正規雇用での）就業率向上が継続されるか否かが一つの要因となるだろう。

### [目次]

はじめに～試算の見方 .....	2 ページ
1. 試算結果の概要 .....	4 ページ
2. 賃金・就業率動向の全体像 .....	6 ページ
3. ケース①20～24歳単身男性・ケース②20～24歳単身女性 .....	10 ページ
4. ケース③30～34歳4人世帯（子ども4歳・1歳） .....	11 ページ
5. ケース④40～44歳4人世帯（子ども12歳・9歳） .....	11 ページ
6. ケース⑤50～54歳4人世帯（子ども20歳・17歳） .....	12 ページ
おわりに～2019年10月の消費税率引上げに向けた課題 .....	13 ページ

## はじめに～試算の見方

### 「賃上げが増税・物価上昇に追いついてきたか」を分析

大和総研では、これまで、社会保障・税一体改革の議論が本格化した 2011 年から、「消費税増税等の家計への影響試算」のレポートを公表してきた<sup>1</sup>。その中で、世帯構成や年収別に見た制度改正による実質可処分所得への影響を分析してきたが、これらは（消費税増税分以外では）物価と賃金が変わらないものと仮定して行った試算であった。

そこで、本レポートでは、物価・賃金等の実績を用いて、代表的と考えられるモデル世帯において「賃上げが増税・物価上昇に追いついてきたか」を明らかにするため、これまでの実績に着目して試算を行う。

試算は、社会保障・税一体改革の議論が本格化し、家計の負担が高まり始めた 2011 年を起点とし、直近 2017 年までについて行った（「消費税増税等の家計への影響試算」と異なり将来推計は行っていない）。

### 実質可処分所得というモノサシ

家計の姿を見る際に、本レポートでは「実質可処分所得」というモノサシを用いる。

「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入から、所得税、住民税、社会保険料を差引き、児童手当（子ども手当）を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当}$$

しかし、単純に「可処分所得」の増減で暮らしのゆとりを測るのは適切ではない。物価が上昇すると、同じ金額で購入できるモノやサービスの量が減少するため、可処分所得が同じであっても暮らしぶりが悪化するためである。

可処分所得を基準時点（ここでは 2011 年時点）の物価に換算し、どの程度のモノやサービスが購入できるかを比較できるようにしたものが実質可処分所得である。

$$\text{実質可処分所得} = \text{可処分所得税} \times \frac{\text{基準年(2011年)の物価水準}}{\text{分析する年の物価水準}}$$

物価水準は、総務省が公表する「消費者物価指数(CPI)総合」を用いた。CPI 総合は消費税込みの物価で算出される。CPI 総合を用いた実質可処分所得を算出することにより、消費税率引上げを含む物価上昇を考慮した暮らしぶりの変化を見ることができる。

CPI 総合の 2011 年から 2017 年までの推移は、次の図表 1 のように示される。

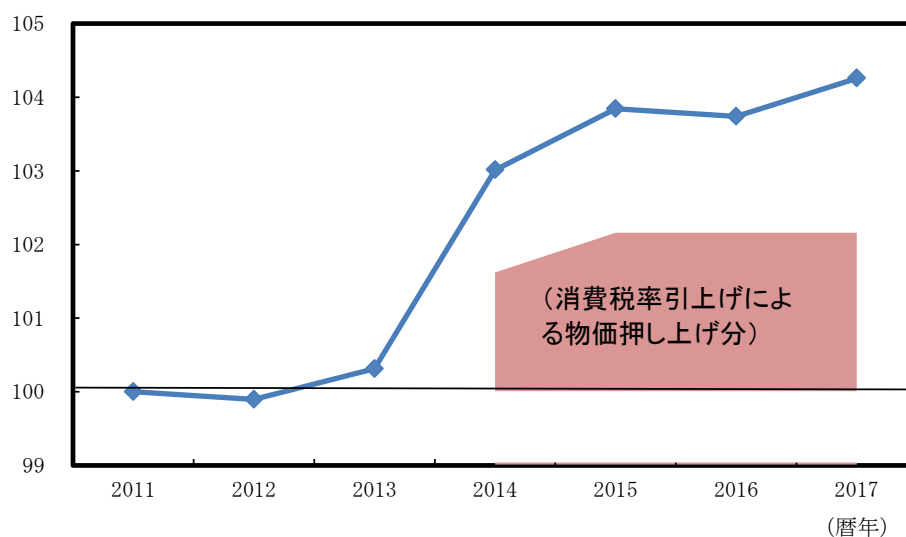
2011 年から 2017 年までの累計で、物価は 4.26%上昇しており、その約半分の 2.16%は消費

<sup>1</sup> 最新の試算は、是枝俊悟「消費税増税等の家計への影響試算（2017 年 10 月版）＜訂正版＞」（2017 年 10 月 12 日発表、大和総研レポート）参照。

[https://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171012\\_012364.html](https://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171012_012364.html)

税率の引上げによって押し上げられたものと推計される<sup>2</sup>。中には物価が下落している年もあるが、2011年から2017年にかけて僅かながら物価が上昇傾向にあることが見て取れる。消費税増税以外の要因でも物価は上昇しているのである。

図表1 消費者物価指数(CPI)総合の推移(2011年=100)



(出所) 総務省公表CPI総合をもとに大和総研作成

## モデル世帯の設定

モデル世帯の世帯構成は、ケース数を絞りつつ現役世代のうち幅広い年齢・性別の賃金動向をカバーするため、①20～24歳単身男性、②20～24歳単身女性、③30～34歳4人世帯、④40～44歳4人世帯、⑤50～54歳4人世帯の5パターンとした。③～⑤について、夫婦の年齢は同じ年齢階級(5歳刻みの範囲)に収まるものとし、夫婦の年齢に合わせて子どもの年齢を次の図表2のように設定した。20代～50代のうち10歳代ごとに賃金変動率の動向が近い関係にあるため、10歳代ごとの前半をモデルにとることで分析するケース数を絞っている。

各ケースにおいて年齢階級を固定して、実質可処分所得の経年変化を追うため、各ケースを構成する人(世帯)の中身は入れ替わっていく。すなわち、①20～24歳単身男性とは、2011年時点では1987～1991年生まれの単身男性だが、2017年時点では1993～1997年生まれの単身男性となる。つまり、①20～24歳単身男性の2017年の実質可処分所得が2011年を上回っていれば、それは、1987～1991年生まれの世代よりも、後に生まれた1993～1997年生まれの世代の方が、同じ20～24歳時点における暮らし向きが改善していることを意味する。

働き方については、夫(男性)については、調査年および年齢階級による就業率や正規比率(雇業者における正規労働者の比率、詳細は図表2の注3参照)の違いがあまり見られないため、全員を「正社員」と設定した。

<sup>2</sup> 近藤智也・他「日本経済中期予測(2013年2月)」(2013年2月4日発表、大和総研レポート)をもとに、消費税増税1%ptの引上げによるCPI総合の押し上げ効果を0.72%とした。

図表 2 試算におけるモデル世帯の設定

ケース No.	ケース名	(夫婦の) 年齢	子どもの 年齢	夫(男性)の 働き方	妻(女性)の 働き方	加重平均時の ウェイト
①	20～24歳単身男性	20～24歳	-	正社員	-	-
②	20～24歳単身女性			-	正社員	-
③	30～34歳4人世帯	30～34歳	4歳と 1歳	ケース3A～3Cを下記ウェイトで加重平均		
3A	30～34歳正規共働き4人世帯			正社員	正社員	女性就業率×正規比率
3B	30～34歳パート共働き4人世帯			正社員	パート	女性就業率×非正規比率
3C	30～34歳片働き4人世帯			正社員	専業主婦	女性無業率
④	40～44歳4人世帯	40～44歳	小6(12歳) と 小3(9歳)	ケース4A～4Cを下記ウェイトで加重平均		
4A	40～44歳正規共働き4人世帯			正社員	正社員	女性就業率×正規比率
4B	40～44歳パート共働き4人世帯			正社員	パート	女性就業率×非正規比率
4C	40～44歳片働き4人世帯			正社員	専業主婦	女性無業率
⑤	50～54歳4人世帯	50～54歳	大3(20歳) と 高3(17歳)	ケース5A～5Cを下記ウェイトで加重平均		
5A	50～54歳正規共働き4人世帯			正社員	正社員	女性就業率×正規比率
5B	50～54歳パート共働き4人世帯			正社員	パート	女性就業率×非正規比率
5C	50～54歳片働き4人世帯			正社員	専業主婦	女性無業率

(注1)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による「一般労働者」を「正社員」とみなし、同調査の「短時間労働者」を「パート」とみなす。

(注2)「女性就業率」は総務省統計局「労働力調査」による。

(注3)「正規比率」および「非正規比率」は総務省統計局「労働力調査」における雇用者のうち「正規の職員・従業員の比率」および「非正規の職員・従業員の比率」をいう。

(出所)大和総研作成

妻(女性)については、年齢階級別に就業率や正規比率が大きく異なり、かつ経年変化も大きい。このため、②20～24歳単身女性は「正社員」とする一方、③～⑤においては「正社員」「パート」「専業主婦」の3パターンを想定した上で、それぞれのパターンの構成比(図表2の算式で推計)でウェイトをつけて加重平均した。

女性については、年齢階級別に就業率や正規比率が大きく異なり、かつ経年変化も大きい。女性の働き方別に3パターンの世帯の実質可処分所得を算出した上で加重平均を行うことで、女性の働き方の変化による家計の収入の変化を捉えられるようにした。

それぞれのケースにおける給与水準は、図表2に示した統計における男女別・年齢階級別・正社員/パート別の各年の平均額<sup>3</sup>を用いた。

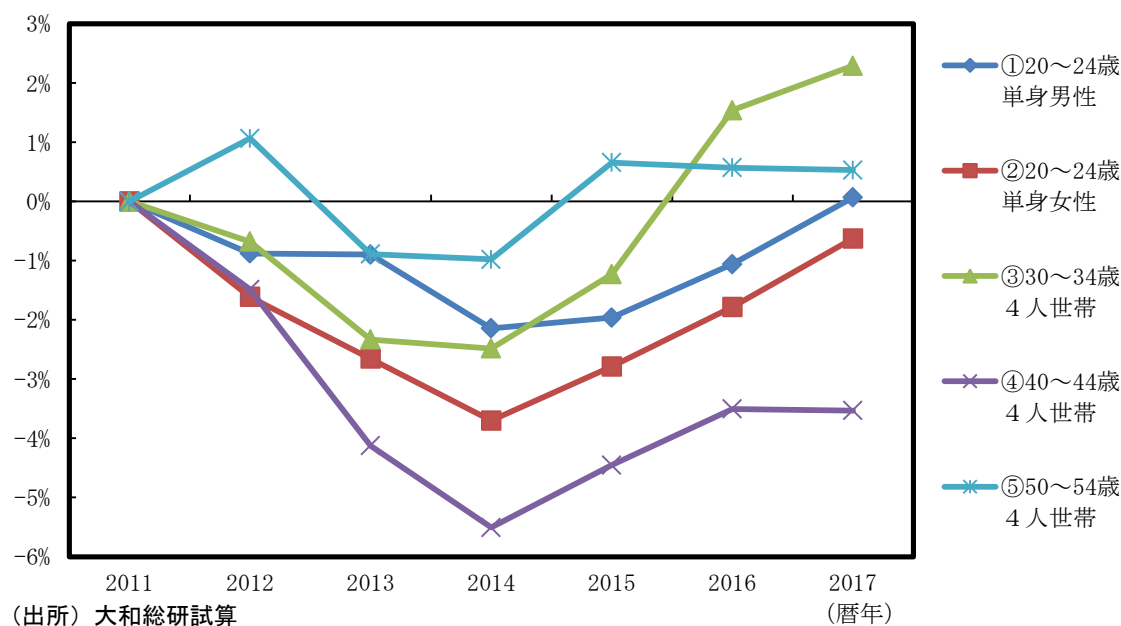
## 1. 試算結果の概要

試算の結果、モデル世帯別の2011年を基準とした実質可処分所得の推移は次の図表3のように表される。

①～⑤までの5つのケースを概観すると、2011年から2014年にかけては世帯年収の増加が消費税率引上げなどによる負担の増加に追いつかず実質可処分所得が減少傾向にあった。しかし、2014年以後は負担増を上回るペースで世帯年収が増加することにより実質可処分所得が増加傾向にある。ケース①・②・⑤では、2017年時点で2011年と同程度の水準まで実質可処分所得が回復している。

<sup>3</sup> 正社員(一般労働者)は「きまって支給する現金給与額(月額)×12+年間賞与その他特別給与額」、パート(短時間労働者)は「実労働日数(月あたり)×12×1日当たり所定内実労働時間数×1時間当たり所定内給与額」によって求めた。

図表3 モデル世帯別の実質可処分所得の推移(2011年を基準とした増減率)



もともと、賃金上昇率や女性就業率等の変化には、年齢階級によりばらつきがあり、2017年時点の実質可処分所得は、③30~34歳4人世帯で2011年比で2.3%増加しているのに対し、④40~44歳4人世帯では2011年比で3.5%減少している。

また、ケース③30~34歳4人世帯およびケース⑤50~54歳4人世帯において、2017年の実質可処分所得が2011年比で増加していることは、女性(妻)の働き方の変化による面も大きい。ケース③・④・⑤の働き方による加重平均を行う前の細目(前掲図表2のケース3A~3C、4A~4C、5A~5C)では、いずれも2017年の実質可処分所得は2011年時点を下回っている(図表4・図表5参照)。

しかし、働き方で加重平均を行った後のケース③30~34歳4人世帯・ケース⑤50~54歳4人世帯では、2017年の実質可処分所得は2011年時点を上回っている。2011年から2017年にかけて、女性の働き方は大きく変わってきており、「片働き4人世帯」より実質可処分所得水準の高い「パート共働き4人世帯」や「正規共働き4人世帯」の比率が高まっているためである。

これまで片働きだった世帯が共働きになること、あるいは前の世代と比べて正規雇用での就業を継続できている女性の割合が増えていることなど、「女性の働き方の変化」が実質可処分所得の増加をもたらしているのである。

賃金および就業率の動向については本レポート2. で、各ケースの実質可処分所得の変化については本レポート3. 以後で詳しく解説する。

図表4 モデル世帯別・実質可処分所得の試算結果(単位:万円)

ケース	年齢	世帯構成	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
①	20～24歳	単身男性	252.78	250.56	250.51	247.37	247.83	250.11	252.95
②		単身女性	228.90	225.21	222.82	220.43	222.52	224.81	227.46
③	30～34歳	4人世帯	542.64	538.97	529.99	529.17	535.97	551.00	555.08
3A		正規共働き4人世帯	693.27	684.32	670.61	668.45	674.53	687.17	681.47
3B		パート共働き4人世帯	522.68	519.35	504.93	504.31	508.05	518.41	517.12
3C		片働き4人世帯	408.04	403.05	392.61	391.22	395.69	402.43	402.53
④	40～44歳	4人世帯	637.90	628.42	611.58	602.77	609.49	615.55	615.37
4A		正規共働き4人世帯	812.46	797.19	776.30	765.24	773.92	774.96	766.13
4B		パート共働き4人世帯	616.83	604.62	588.12	576.70	578.86	582.27	577.85
4C		片働き4人世帯	506.23	492.16	479.78	468.96	470.82	472.48	467.32
⑤	50～54歳	4人世帯	675.18	682.36	669.17	668.58	679.61	679.03	678.75
5A		正規共働き4人世帯	839.98	845.47	833.15	830.50	845.81	843.55	837.18
5B		パート共働き4人世帯	650.80	659.84	643.99	640.38	648.92	643.79	642.52
5C		片働き4人世帯	539.44	546.17	533.56	531.29	539.10	533.55	532.01

(出所)大和総研試算

図表5 モデル世帯別の実質可処分所得の推移(2011年を基準とした増減率・詳細)

ケース	年齢	世帯構成	2012	2013	2014	2015	2016	2017
①	20～24歳	単身・男性	-0.9%	-0.9%	-2.1%	-2.0%	-1.1%	0.1%
②		単身・女性	-1.6%	-2.7%	-3.7%	-2.8%	-1.8%	-0.6%
③	30～34歳	4人世帯加重平均	-0.7%	-2.3%	-2.5%	-1.2%	1.5%	2.3%
3A		正規共働き4人世帯	-1.3%	-3.3%	-3.6%	-2.7%	-0.9%	-1.7%
3B		パート共働き4人世帯	-0.6%	-3.4%	-3.5%	-2.8%	-0.8%	-1.1%
3C		片働き4人世帯	-1.2%	-3.8%	-4.1%	-3.0%	-1.4%	-1.4%
④	40～44歳	4人世帯加重平均	-1.5%	-4.1%	-5.5%	-4.5%	-3.5%	-3.5%
4A		正規共働き4人世帯	-1.9%	-4.5%	-5.8%	-4.7%	-4.6%	-5.7%
4B		パート共働き4人世帯	-2.0%	-4.7%	-6.5%	-6.2%	-5.6%	-6.3%
4C		片働き4人世帯	-2.8%	-5.2%	-7.4%	-7.0%	-6.7%	-7.7%
⑤	50～54歳	4人世帯加重平均	1.1%	-0.9%	-1.0%	0.7%	0.6%	0.5%
5A		正規共働き4人世帯	0.7%	-0.8%	-1.1%	0.7%	0.4%	-0.3%
5B		パート共働き4人世帯	1.4%	-1.0%	-1.6%	-0.3%	-1.1%	-1.3%
5C		片働き4人世帯	1.2%	-1.1%	-1.5%	-0.1%	-1.1%	-1.4%

(出所)大和総研試算

## 2. 賃金・就業率動向の全体像

実質可処分所得の説明要因となる賃金と就業率について、試算の対象に含まれていない年齢階級も含め、動向を解説する。

### 男性は若手とシニアが賃金上昇、40代は伸び悩み

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による2011年から2017年までの男性・一般労働者の平均年収の動向は、次の図表6に示される。全体的な傾向として、2011年から2013年までは賃金はほぼ横ばいで推移していたが、2013年から2017年にかけては増加傾向が見られる。

もともと、平均年収の増減率は年齢によってばらつきがある。2017年時点の平均年収を2011年と比較すると、20代・30代・50代では3.7%～8.7%増加している一方、40代では0.1%～1.2%減少している。

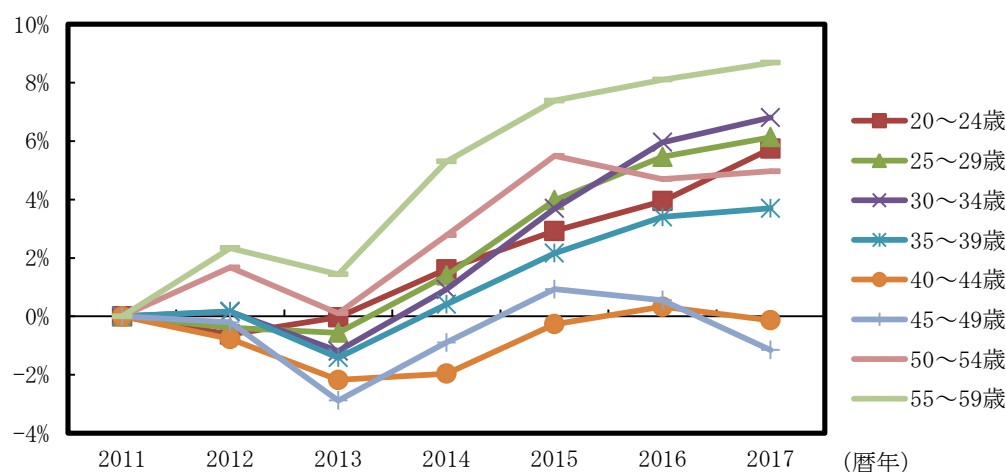
賃金上昇率の伸びが最も大きいのは55～59歳(+8.7%)の退職間近のシニア層、次いで30

～34 歳 (+6.8%)・25～29 歳 (+5.7%) の若手が続く。若手層は相対的に賃金水準が低いため賃金を引上げられやすかったことや、「子育て世代」への支援を意識した賃上げを行う企業が見られることなどが考えられる。シニア層は、好業績を挙げた企業において管理職により多く賞与等が配分されていることや、役職定年が適用されず賃金が（50～54 歳の時と比べて）下落を免れている者が増えていることなどが考えられる。

なお、35～39 歳については賃金は上昇してはいるが、その伸びが緩やか (+3.7%) であり、30～34 歳 (+6.8%) とは伸び率が大きく異なっている。

40代については2011年時点を上回っている年もあるので、平均年収が減少傾向にあるとまでは言えないが、他の年齢と比べて賃金が伸び悩んでいることは事実であろう。

図表6 2011年を基準とした男性・一般労働者の年齢階級別の平均年収増減率



(注) 年収 = 「きまって支給する現金給与額 (月額) × 12 + 年間賞与その他特別給与額」  
(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

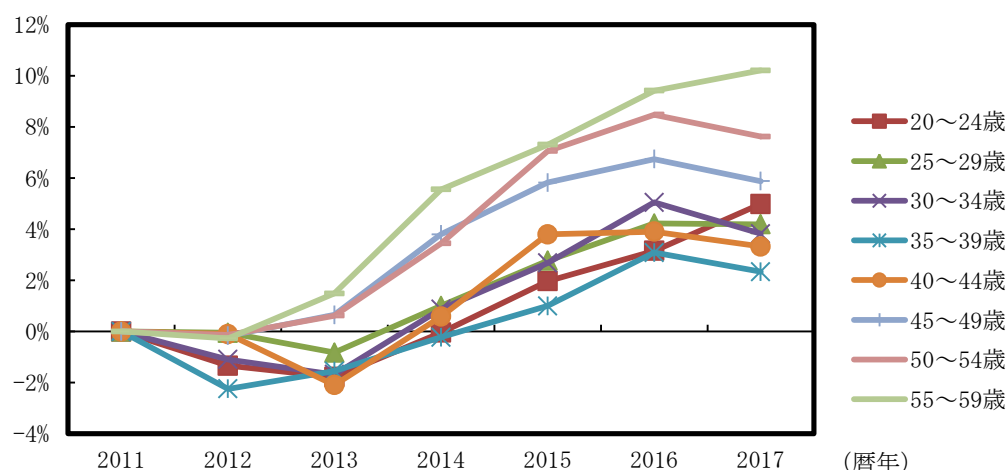
## 女性・一般労働者は全世代が賃金上昇

女性・一般労働者の平均年収も、男性と同様に、全体としてみれば、2011年から2013年にかけてはほぼ横ばいで、2013年から2017年にかけて増加傾向が見られる。

2017年時点の平均年収を2011年と比較すると、男性と異なり、どの年齢階級でも増加している点が特徴と言える。

女性の賃金上昇率も男性と同様に、若手とシニアが大きくなっているが、賃金上昇率のボトムが35～39歳 (+2.3%) で、それ以後は年齢が上がるほど賃金上昇率が高くなっている点は男性とやや異なる。特に、55～59歳の賃金上昇率は+10.2%にも達する。55～59歳女性の平均年収は2017年時点で403.1万円と同年齢の男性(669.6万円)より低い水準に留まっているが、積極的な女性登用を進める企業が増える中で、管理職や役員等に昇進した女性が平均年収を押し上げていることが考えられる。

図表7 2011年を基準とした女性・一般労働者の年齢階級別の平均年収増減率



(注) 年収＝「きまって支給する現金給与額（月額）×12＋年間賞与その他特別給与額」  
 (出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

### 女性・短時間労働者は時給が上がるも労働時間は減少

女性の短時間労働者の平均年収等の動向は、次の図表8に示される。

図表8 女性・短時間労働者の年齢階級別の平均年収等の動向

年齢(歳)	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
2017年の平均年収(万円)	123.9	128.4	127.6	121.8	120.4	122.5	123.5
2011年～ 2017年の 変化率							
平均年収	5.5%	6.2%	8.6%	6.2%	4.4%	4.8%	8.8%
平均労働時間	-2.4%	-2.3%	-1.6%	-2.1%	-3.2%	-3.6%	-1.2%
平均時給	8.1%	8.7%	10.4%	8.4%	7.8%	8.8%	10.1%

(注) 年収＝「実労働日数(月あたり)×12×1日当たり所定内実労働時間数×1時間当たり所定内給与額」  
 (出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

2011年から2017年までの平均年収の変化を分解してみると、平均時給は7.8%～10.4%上昇しているが、平均労働時間は1.6%～3.6%減少している。このため、平均年収の伸びは時給の伸びよりも小さい4.4%～8.8%増に留まっている。

平均時給が増加する中で平均労働時間が減少している一因には「103万円の壁」や「130万円の壁」を前にした就業調整が行われたことも考えられる。

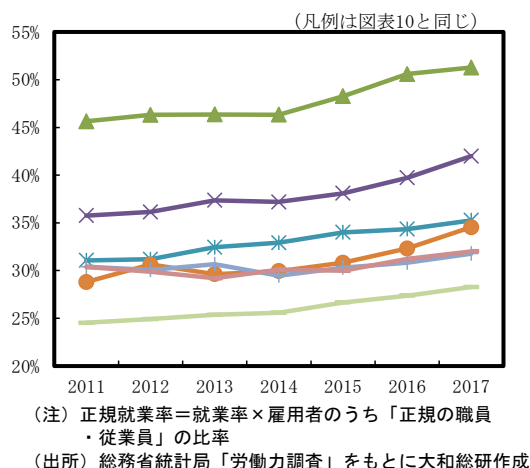
2017年時点の平均年収は25歳から59歳までのいずれの年齢階級においても120万円台であり、配偶者控除、配偶者手当、社会保険料の扶養扱いなどを受けるための年収上限である103万円や130万円に近い水準である。年収が103万円や130万円を超えると、場合によっては年収の増加が世帯の手取り収入を減少させることになり得るため、これらの金額を超えないように時給が上がった分、労働時間を減らしている人がいる可能性が考えられる。



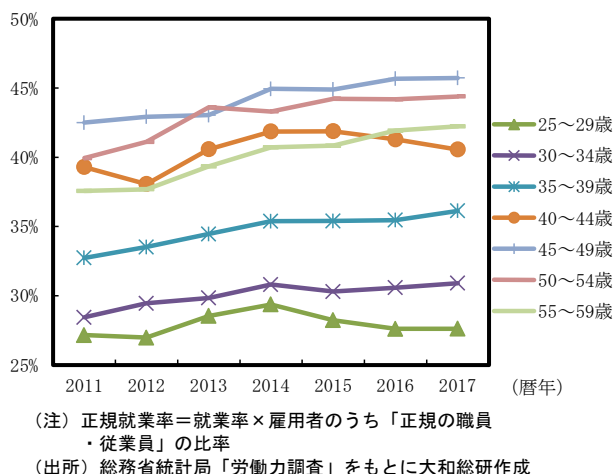
## 女性就業率上昇は34歳以下では正規が中心、45歳以上では非正規が中心

総務省統計局「労働力調査」による女性の就業率は、2011年から2017年にかけてほとんどの年齢階級で上昇傾向にある。ただし、正規・非正規別に見ると、年齢階級により若干構成が異なる。

図表9 女性の年齢階級別正規就業率の推移



図表10 女性の年齢階級別非正規就業率の推移



図表9・図表10は各年齢階級の女性就業率について、正規雇用と非正規雇用に分けたものである。25歳から34歳においては、正規就業率の上昇幅が比較的に大きい一方で非正規就業率は横ばいないし緩やかな伸びとなっている。逆に、45歳から59歳においては正規就業率よりも非正規就業率の伸びの方が大きい。

25歳から34歳にかけて正規就業率が大きく上昇している要因としては、育児休業や保育所等の利用によって出産を経ても正規雇用のまま継続して就業できるようになってきたことが考えられる。2014年4月から育児休業給付金の支給率（休業前賃金に対する比率）が、当初180日について50%から67%に引き上げられたことや、2011年度から2017年度にかけて保育所等の定員が53万人拡大されたことなど<sup>4</sup>が、女性の就業継続に結びついているのだろう。

他方、45歳以上での正規就業率の伸び悩みは、ひとたび結婚・出産等により退職した後の再就職の難しさを示すものと考えられる<sup>5</sup>。政府は、2018年1月に結婚・出産等により退職した者が教育訓練を受ける際に給付金を受けられる制度を導入しており<sup>6</sup>、この制度が45歳以上の女性の正規就業率を伸ばすことができるか今後の着目点となろう。

<sup>4</sup> 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成29年4月1日）」（平成29年9月1日公表）による。  
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Hoikuka/0000176121.pdf>

<sup>5</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」（2015年）によると、2010～2014年に第1子を出産した有職女性（2017時点の30代が中心と考えられる）は出産後53.1%が就業継続しているが、1995～1999年に第1子を出産した有職女性（2017年時点の45歳以上が中心と考えられる）は61.9%が出産退職している。

<sup>6</sup> 教育訓練給付金制度の改正により導入された。詳細は、菅原佑香「リカレント教育で目指す女性の再就職支援」（2017年9月8日発表、大和総研レポート）を参照。  
[https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/human-society/20170908\\_012280.html](https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/human-society/20170908_012280.html)

### 3. ケース①20～24 歳単身男性・ケース②20～24 歳単身女性

ケース①20～24 歳単身男性・ケース②20～24 歳単身女性の実質可処分所得の試算結果は、次の図表 11・図表 12 に示される。

暦年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
実質可処分所得	252.78	250.56	250.51	247.37	247.83	250.11	252.95	
2011年比(差額)		-2.22	-2.27	-5.42	-4.96	-2.68	0.17	
2011年比(増減率)		-0.9%	-0.9%	-2.1%	-2.0%	-1.1%	0.1%	
差額内訳	名目賃金		-1.94	-0.09	5.05	9.16	12.36	17.98
	社会保険料		-0.71	-1.59	-2.87	-4.02	-4.78	-5.72
	消費税		0.00	0.00	-4.13	-5.57	-5.61	-5.70
	物価変動(消費税除く)		0.26	-0.78	-3.55	-4.34	-4.10	-5.55
	その他		0.17	0.20	0.09	-0.19	-0.54	-0.84

(出所)大和総研試算

暦年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
実質可処分所得	228.90	225.21	222.82	220.43	222.52	224.81	227.46	
2011年比(差額)		-3.69	-6.08	-8.47	-6.38	-4.08	-1.44	
2011年比(増減率)		-1.6%	-2.7%	-3.7%	-2.8%	-1.8%	-0.6%	
差額内訳	名目賃金		-3.78	-5.05	-0.13	5.57	8.92	14.11
	社会保険料		-0.36	-0.73	-1.92	-3.23	-3.99	-4.85
	消費税		0.00	0.00	-3.68	-5.00	-5.05	-5.13
	物価変動(消費税除く)		0.23	-0.70	-3.16	-3.89	-3.68	-4.99
	その他		0.21	0.40	0.42	0.17	-0.28	-0.58

(出所)大和総研試算

単身世帯において、実質可処分所得を減少させる要因は、男女とも、主に、社会保険料の増加、消費税率の引上げ、(消費税以外の要因での)物価上昇の3点であり、2017年と2011年と比較するとこの3つの要因がほぼ同額ずつ実質可処分所得を押し下げている。

ケース①・ケース②ともに、2011年から2014年にかけてはこれら3点の負担増加により実質可処分所得が減少したが、2014年以後は名目賃金の上昇ペースがこれら3点の負担増加ペースを上回り、実質可処分所得が増加した。

2017年時点の実質可処分所得は、ケース①では2011年比+0.1%、ケース②では同-0.6%と2011年とほぼ同程度の水準まで回復している。

男性と女性を比べると、男性の方が賃金上昇率が高かったため、実質可処分所得の増加率も高くなっている。男性の方が賃金上昇率が高かったのは、男性職員の比率が高い産業の方が女性職員の比率が高い産業よりも賃金上昇率が高かったことが一因と考えられる<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」における20～24歳の平均年収上昇率(2011年→2017年)は、男性職員比率の高い建設業(+6.9%)や製造業(+6.2%)の方が、女性職員比率の高い医療・福祉(+3.6%)や教育・学習支援業(+4.5%)より高かった。

#### 4. ケース③30～34歳4人世帯（子ども4歳・1歳）

ケース③30～34歳4人世帯の実質可処分所得の試算結果は、次の図表13に示される。

暦年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
実質可処分所得	542.64	538.97	529.99	529.17	535.97	551.00	555.08	
2011年比(差額)		-3.67	-12.65	-13.47	-6.67	8.35	12.43	
2011年比(増減率)		-0.7%	-2.3%	-2.5%	-1.2%	1.5%	2.3%	
差額内訳	名目賃金の増加(夫分)		0.71	-5.47	4.24	16.97	27.38	31.26
	名目賃金の増加(妻分)		1.64	4.53	9.76	15.09	26.43	33.71
	子ども手当関係		-4.75	-7.50	-7.50	-7.50	-7.50	-7.50
	社会保険料		-1.70	-1.92	-4.82	-8.09	-10.71	-11.36
	消費税		0.00	0.00	-8.84	-12.04	-12.37	-12.51
	物価上昇(消費税除く)		0.56	-1.66	-7.59	-9.38	-9.03	-12.17
	その他		-0.13	-0.63	1.28	-1.73	-5.85	-8.99

(出所)大和総研試算

ケース③における実質可処分所得の減少要因は、社会保険料の増加、消費税率の引上げ、(消費税以外の要因での)物価上昇のほかに、子ども手当関係の負担増が加わる。もっとも、子ども手当が新たな児童手当に改組される際に3歳未満の手当については増額されているため(月1.3万円/人⇒月1.5万円/人)、後述するケース④と比べて相対的な負担増の金額は少ない。

ケース③では2017年の実質可処分所得が2011年と比べ2.3%増加しているが、これは夫婦とも年30万円強の賃金増加があったためである。夫の名目賃金の増加は単純な平均年収の増加を意味しているが、妻の分の名目賃金の増加には、就業者1人あたりの平均年収の増加に加え、就業率の上昇も貢献している。

#### 5. ケース④40～44歳4人世帯（子ども12歳・9歳）

ケース④40～44歳4人世帯の実質可処分所得の試算結果は、次の図表14に示される。

暦年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
実質可処分所得	637.90	628.42	611.58	602.77	609.49	615.55	615.37	
2011年比(差額)		-9.48	-26.32	-35.14	-28.41	-22.36	-22.53	
2011年比(増減率)		-1.5%	-4.1%	-5.5%	-4.5%	-3.5%	-3.5%	
差額内訳	名目賃金の増加(夫分)		-4.64	-13.02	-11.76	-1.60	1.97	-0.82
	名目賃金の増加(妻分)		6.57	1.57	8.63	16.70	23.15	31.52
	子ども手当関係		-9.25	-12.00	-12.00	-12.00	-12.00	-12.00
	社会保険料		-1.69	-1.52	-3.93	-7.04	-8.24	-8.30
	消費税		0.00	0.00	-10.07	-13.69	-13.82	-13.87
	物価上昇(消費税除く)		0.65	-1.91	-8.65	-10.67	-10.09	-13.49
	その他		-1.12	0.56	2.63	-0.12	-3.33	-5.56

(出所)大和総研試算

ケース④においては、2017年時点の実質可処分所得が2011年と比べ3.5%減少している。ボトムは2014年時点（2011年比5.5%減）よりは回復してきているものの、消費税増税等による負担増を賄いきれていない。

その最大の原因は、図表6で見た通り、40代の男性（夫）の賃金が伸び悩んでいるためである。

ケース④では、子どもの年齢を12歳・9歳と設定したため（3歳未満加算の対象とならないため）、子ども手当から新しい児童手当への制度改正で手当が純減している（月1.3万円/人⇒月1万円/人）ことも、実質可処分所得の下押し要因となっている。

他方、図表7・8で見た通り、40代の女性（妻）の平均年収は伸びており、妻分の平均年収増加がケース④の実質可処分所得を下支えしている。

## 6. ケース⑤50～54歳4人世帯（子ども20歳・17歳）

ケース⑤50～54歳4人世帯の実質可処分所得の試算結果は、次の図表14に示される。

暦年		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
実質可処分所得		675.18	682.36	669.17	668.58	679.61	679.03	678.75
2011年比(差額)			7.18	-6.01	-6.60	4.43	3.85	3.58
2011年比(増減率)			1.1%	-0.9%	-1.0%	0.7%	0.6%	0.5%
差額内訳	名目賃金の増加(夫分)		11.20	0.69	18.54	36.70	31.41	33.18
	名目賃金の増加(妻分)		0.28	0.19	7.43	13.07	20.35	23.53
	高校無償化関係			-0.70	-1.20	-1.20	-1.20	-1.20
	社会保険料			-4.19	-4.33	-9.46	-13.92	-14.13
	消費税			0.00	0.00	-11.17	-15.26	-15.24
	物価上昇(消費税除く)			0.71	-2.09	-9.59	-11.89	-11.13
	その他			-0.12	0.74	-1.15	-3.06	-6.21

(出所)大和総研試算

ケース⑤における2017年の実質可処分所得は2011年比で+0.5%と、ほぼ2011年と同水準となっている。

実質可処分所得の増加要因の過半は、夫分の名目賃金の増加による。妻分の名目賃金の増加も貢献してはいるが、その額は2017年時点で約24万円と夫分（約33万円）の3分の2程度に留まる。

ケース⑤における妻分の名目賃金の増加額がケース③やケース④と比べて相対的に少ないのは、50代の女性の就業率の増加分のうちの過半が非正規雇用の増加によるものとなっていることが原因と考えられる（前掲図表9・図表10参照）。

ケース⑤における実質可処分所得の下押し要因としては、高校無償化に後れて特定扶養控除が縮小されたことが特筆される。

## おわりに～2019年10月の消費税率引上げに向けた課題

現役世帯については概ね、消費税増税などの負担増を乗り越え、2017年時点では2011年並みの水準の実質可処分所得を取り戻していると言え、2019年10月に行われる消費税率の8%から10%への引上げに向け、家計の経済状況は整いつつあると言えるだろう。ただし、家計の実質可処分所得の回復は、1人あたり賃金の上昇によってだけでなく、女性の就業率向上（特に、正規雇用での就業率向上）による貢献も大きい。

2019年から2020年にかけて、家計の実質可処分所得が保たれるか否かは、女性の（特に、正規雇用での）就業率向上が継続されるか否かが一つの要因となるだろう。

30～34歳女性の正規での就業率は上昇傾向にあり、これは保育所の増設などによるところが大きいものと考えられる。しかし、希望する者が必ずしも保育所を利用できるわけではなく、待機児童問題は解消していない。個々の世帯にとっては女性（妻）が就業継続できるか否かにより世帯の実質可処分所得が大きく変動するリスク要因を抱えている。待機児童問題を解消し、安心して就業継続できる環境を整えることが急務であろう。

45歳以上の女性の就業率上昇分のうち過半は非正規雇用によるものである。45歳以上の女性の就業率は既に高水準に達しており、今後は、就業者に占める正規雇用の比率が向上していかないと、賃金上昇は難しいかもしれない。今後は職業訓練などを通じたスキルアップを通じて正規雇用の比率を向上させていくことが求められるだろう。

パートで働く女性においては、年齢に関係なく、未だに「103万円の壁」や「130万円の壁」を意識した就業調整が行われており、年収が伸び悩んでいるものと考えられる。働き方に中立な税・社会保障制度の構築を急ぐ必要があるだろう。

【以上】